

熊野町自主防災組織育成支援事業補助金交付要綱（案）

平成27年3月 日

要綱第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、予算の範囲内で熊野町自主防災組織育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、熊野町補助金等交付規則（平成10年熊野町規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象団体）

第2条 補助金交付の対象団体は、熊野町自主防災組織育成指導要綱（平成22年熊野町告示第138号）第7条の規定に基づき結成の届出をした自主防災組織とする。

（補助金の対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業は、自主防災組織が地域の防災活動として実施する防災訓練、防災士資格取得及び別表第1に規定する防災資機材等整備とし、1つの自主防災組織につき、防災訓練及び防災士資格取得については年度毎に1回、防災資機材等整備については2箇年度毎に1回を限度とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の限度額は、別表第2に掲げる金額とし、算出した補助金の額に1千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（資機材等整備に係る上乗せ）

第5条 資機材等整備については、初回の申請においてのみ、組織構成世帯数に応じて別表第3に掲げる金額を上乗せして交付する。

（防災士資格取得に係る対象経費）

第6条 防災士資格取得について対象となる経費は、防災士研修講座受講料、防災士資格取得試験受験料、防災士資格認証登録料のみとし、試験会場までの交通費等は対象外とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、自主防災組織育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

事業計画書

収支予算書

見積書（防災士資格取得を除く。）

その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条の補助金交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、その旨を自主防災組織育成支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに自主防災組織育成支援事業実績報

告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

事業報告書

収支決算書

補助対象事業の経過又は成果を証する書類（領収書の写し等）、写真等

その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により実績報告を受け取ったときは、審査のうえ、補助金の額を確定し、その旨を、自主防災組織育成支援事業補助金確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金交付の決定を受けた者は、補助金の額の確定通知を受け、補助金を請求しようとするときは、自主防災組織育成支援事業補助金（概算払）交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（概算払）

第12条 町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金を概算払の方法により交付をすることができる。

2 申請者は前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、自主防災組織育成支援事業補助金（概算払）交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。